

## 平成 27 年度 第 2 回 八戸市男女共同参画審議会 議事録

日 時 平成 28 年 2 月 22 日 (月) 10 時 00 分～11 時 30 分  
場 所 八戸市庁本館 3 階 議会第二委員会室  
出席委員 10 名 慶長委員、白鳥委員、瀧澤委員、堤委員、鈴木委員、  
中村委員、中山委員、佐藤委員、浅野委員、加藤委員

●司会：ただ今より「平成 27 年度 第 2 回 八戸市男女共同参画審議会」を開催いたします。本日の会議は、過半数以上の出席でございますので、本会議が成立することを御報告いたします。また、当会議は「会議の公開」と「会議録の公開」としており、会議録につきましては、市のホームページで公開することにしておりますので、御了承ください。  
はじめに、委員の異動がありましたので、御報告いたします。

●事務局：山道 直樹委員が退任され、その後任として、鈴木 パティ様に委員を委嘱することとなりました。

●司会：それでは開会にあたりまして、白鳥会長より御挨拶をお願いいたします。

《会長挨拶》

●司会：ありがとうございました。これより進行は、議長をお願いいたします。

●議長：それでは、次第にそって、進めてまいります。まず、議案の 1 つめですが、昨年開催しました第 1 回審議会において、平成 27 年度の基本計画進捗状況を審議いただきました。その中で、児童館運営事業及び放課後児童健全育成事業に関連する質問が出されましたが、担当課が出席されていなかったため、未回答となっていた部分について、回答をお願いしたいと思います。資料も手元に届いておりますが、まず、児童館などの終了時刻や料金体系について、子育て支援課、お願いします。

●子育て支援課：児童館、放課後児童クラブについての、終了時刻や料金体系についての質問がございましたので、ご説明いたします。お配りしております「児童福祉施設等の概要」を御覧ください。児童館、放課後児童クラブの概要、運営については、資料のとおりとなっております。まず、児童館の種類からご説明させていただきます。児童館は 2 種類ありまして、1 つめが小型児童館で、市内に 6 館あります。主な利用児童は、児童館に登録している学童(小学生)と就学前の概ね 3 歳以上の幼児で、施設の使用料は無料ですが、幼児については、利用料、おやつ代等として月 6,000 円の自己負担がございます。また、子どもを中心に保護者同士の交流の場としても利用されております。2 つめが児童センタ

ーで市内に9館あります。こちらは、運動、遊びを通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、小型児童館と同様に地域児童の活動を支援する地域組織、母親クラブが組織されております。主な利用児童は学童（小学生）となり、幼児保育は実施しておりません。

開館時間は、小型児童館は日祝日、年末年始を除き、8時30分から18時まで、児童センターは学童主体となりますが、日祝日、年末年始は休館日で、月曜日から金曜日は9時から18時、土曜日は8時30分から18時、長期休暇時期は7時30分から18時となっております。2枚目を御覧ください。こちらは、放課後児童クラブ、学童保育クラブとも呼ばれておりますが、開設時間は平日、下校時から18時から20時までの間、土曜日と長期休暇は、7時から8時までの間から18時から20時までの間で、日祝日と年末年始は休館日となっております。こちらの利用料ですが、月額3,000円から6,000円の範囲となっております。土曜日と長期休暇利用の場合には別途徴収する場合がございます。開設の主体は八戸市、実施主体は八戸市子ども会育成連合会に委託し運営されておりますので、各種クラブが利用料や開設時間を決めております。

●議長：次に、子どもの居場所づくり調査や利用者ニーズ調査のデータの有無について、こども未来課、回答をお願いします。

●こども未来課：子どもの居場所調査を実施されているのであれば、データを提供してほしいという質問にお答えいたします。当課では、子どもの居場所調査については実施しておりませんが、平成27年4月の子ども子育て支援制度の施行に伴い、各自治体に子ども子育て支援事業計画の策定が位置付けられたことから、平成25年度に就学前児童および小学校児童を持つ保護者を対象に子育て支援サービスの利用希望についてニーズ調査をしております。参考までに、お手元には「八戸市 子ども・子育て支援ニーズ調査報告書」から、質問いただいております利用時間等に関する部分を抜粋して配布させていただきました。そのため、ページがとんでおりますが、ご了承ください。

この調査方法は、住民基本台帳から一定の条件で無作為に抽出した市全域の保護者を対象に調査したもので、残念ながら児童館運営事業、放課後児童健全育成事業の利用者をピンポイントで調査したものではありません。調査対象者数および回収率ですが、就学前児童の保護者は3,000人を対象に、回収率は44.3%となっております。小学校児童の保護者は2,000人を対象に、回収率は44.2%となっております。お手元の資料の79ページをお開きください。中段のグラフは、放課後の過ごし方の希望の調査でございます。左のグラフが未就学児童、右のグラフが小学校児童の状況となります。

次に83ページをご覧ください。グラフは就学前児童の放課後児童クラブの希望利用終了時間の調査結果でございます。左のグラフが小学校低学年時、右のグラフが小学校高学年時の状況となります。次に87ページをご覧ください。下段のグラフが小学校児童の「放課後児童クラブ」の現状の利用時間と希望利用終了時間の調査結果となっております。左

のグラフが現状の利用時間で、右のグラフが希望利用終了時間となっております。なお、先ほども申し上げましたが、無作為の抽出によるものでありまして、実際利用している方へのニーズ調査ではない旨、ご了承願います。

●議長：ただいまの回答について、何かご質問はございますか。

●委員：87ページの右のグラフ、現状と希望利用終了時間のグラフで、一番下、無回答が非常に多くなっておりますとのコメントもあるのですが、これは特に現状のままではよいという意味合いではなく、単に無回答だったのでしょうか。

●こども未来課：無回答についての理由は、データがない状況でございまして、あくまでも児童館とか児童クラブとか、実際に利用されている方に絞ったニーズ調査ではございませんので、利用していない方々からの回答も含まれていると思います。

●議長：館を利用した方に限らず、無作為に抽出したということです。ほかにご質問はありませんか。

それでは、本日の議事2つめに移ります。平成27年度に実施した「市民アンケート」及び「事業所アンケート」の集計結果についてです。まず、市民アンケートの結果について、説明をお願いします。

●事務局：男女共同参画に関する市民アンケート結果概要について、ご説明いたします。お手元の【資料1】男女共同参画に関する市民アンケート結果概要をご覧ください。調査の目的につきましては、本日の議事3にあります、「第4次八戸市男女共同参画基本計画」策定の基礎資料とするために実施いたしました。調査対象は、満18歳以上の八戸市民1,000人、回収状況は有効回収数518件、有効回収率51.8%でした。

次に調査結果の主なものについてご説明いたします。1枚お開きください。「用語の周知状況」については、平成22年度調査に比べ、新設した項目を除き、男女ともに用語の認知度は低下しております。次に移りまして「男女の分野別平等感」についてですが、職場を除く全ての項目で、女性が「平等である」と答える割合が低下しております。また、法律や制度の上では男性の45.0%が平等であるとの回答に対し、女性は23.0%となっております。22ポイント男女差があります。「男は仕事、女は家庭という固定的性別役割分担意識」については、「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた割合が男女ともに上昇し、男性も55.9%と過半数を超えております。「進路や職業を選択する際の性別意識」については、今回の調査で新設したもので、結果はご覧のとおりです。

2ページをご覧ください。「職場での仕事内容、待遇面での男女差」については、平成22年度調査では、働いている人に限定し、現状のみの設問であったことに対し、平成27年度調査では全ての人を対象とし、現状に加え、過去の経験を含めた設問としたこと、ま

た、選択肢を変更した為、単純比較はできません。平成 22 年度は、特にないと答える割合が最も多かったのですが、今回は男女ともに新たな項目、男性の育児休業等が利用しにくいと答えた割合が最も多くなっております。「女性の登用」と「指導的立場の女性を増やす為に必要なこと」、次のページにうつりまして「働きやすい環境を作るために必要なこと」については、今回の新設となっており、結果はご覧のとおりです。「家事負担」については、男性の「している」又は「どちらかといえばしている」と答えた割合が多く項目で上昇しています。その一方で、女性の「している」又は「どちらかといえばしている」と答えた割合は全ての項目で低下し、男女差は縮小傾向にありますが、依然としてその差が大きいものが多い状況です。4 ページをお開きください。「地域活動への参加状況」と「参加を進めるために必要なこと」への質問は、新設となり、結果はご覧のとおりです。

5 ページにうつります。「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する状況」については、男女ともに大きな変化はありません。男女とも「仕事と家庭生活を優先したい」と答える割合が最も多い一方で、現状は、男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先している割合が最も多いです。特に男性は「仕事を優先したい」と答えた割合が低下し、現状と希望の差が拡大しています。「教育の分野で力を入れるべきこと」は、大きな変化はありませんが、男女ともに「性別に関わらない個性や能力、希望を重んじた進路指導」と答えた割合が最も多い結果となっております。

6 ページにうつりまして、「少子化」については新設となっており、結果はご覧のとおりです。「DV」については、平成 22 年度と問の方法が変わった為、①のどのような暴力を受けたかを新設しております。②の相談率につきましても①に関連するため単純比較はできませんが、わずかに上昇しております。③の相談しなかった理由についてはご覧のとおりです。7 ページへうつります。「身近なところでの性的な言動、行為による不快な思い」と「DV やセクハラ等への対策」ですが、男女ともに大きな変化はみられませんでした。8 ページへうつりまして、「政策・決定過程への女性の参画状況」についてとその変化についてですが、こちらも男女ともに大きな変化はありません。最後に「行政が力を入れるべきこと」については、子育て支援と介護支援の項目を合わせるなど選択肢の変更をしたため、単純比較はできませんが、子育て・介護支援の充実、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇確保についての事業主等への働きかけ、教育分野での男女共同参画の推進といった項目について必要であるとの結果となっております。

詳細につきましては、お手元に速報値を用意しておりますので、そちらをご覧ください。

●議長：ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、皆様から何かご意見・ご質問はありますか。

●委員：今回このアンケートを取って、次に何かに活用していくと思いますが、どういふことを改正するか、どのように今後活するか、どのように利用するかをお聞きしたい。

●事務局：今回、様々なご意見をいただいております。その中で、今の第3次基本計画との比較におきまして、足りない部分、新設した部分、事業所、市民の方々、様々なご意見があると思います。足りない部分につきまして、担当課と協議しまして、それを計画に反映できるような形で次の計画に整備していきたいと思っております。

●委員：改善や活用しやすさ、周知になっていくと思いますが、やっているかやっていないかではなく、どうしてできなかったか、なぜ知らなかったのかという部分まで、もう少し細かく調べられたのではないのかと思います。例えば、1ページで、男性が非常に優遇されていると感じている分野が、どうしてそのようになっているのか、あるいは何か感じたことがあれば記入でき、項目があればその理由が分かるかもしれません。ニーズが少ない、全体的に風土がこうなっているなどが分かり、いろいろと分析できるのではないかと思います。

●事務局：アンケートにつきましては、すでに回答をいただいておりますので、さらにとするのは難しいと思います。委員の皆様からも御意見を頂戴する機会もございますので、そういう機会を捉えて取り入れてまいりたいと思っております。

●委員：1枚目の平成22年度との比較でかなり悪化している、周知の状況が良くない状況となっています。これらの数値は第4次の計画にいくつか掲載されるのではないかと思います。その数値が現状か、数値目標か、注目指標になっていくと思われそうですが、そのときにいろいろなデータの数値が低下しているのが気になります。概要版の1枚目で、要因や原因が何だったのかが出てくると思います。短い時間でしたがどうしてなのかと見ていたのですが、それほど差がないといってしまうのですが、平成22年度と回答者を比較すると、若干60歳以上の人の割合が多いです。ほかに未婚の方々が若干多いです。回答は60歳以上が3ポイント程度多くなっています。未婚の方は随分多く、5ポイントほど変わっています。この4、5年で随分変わったなと思いました。いろいろなデータの数値が良くなかったり認知度が低かったり、それぞれの要因をどのように解釈されているかお聞きしたい。また、第4次の基本計画に指標として掲載された場合に、目につきやすく、数値が入っていると、悪くなっていると捉えられるかもしれません。この辺をどのように記述するのも、コメントをお願いします。

●事務局：認知度につきましては、市役所のなかでも国も県も含めましてさまざまな制度を展開しております。ただ、認知度が低いということに関しましては、確かにいたらなかった点があったと理解しております。これにつきましては、私ども単体だけでどうにかできるものではなく、国や県、今は女性活躍推進法が成立いたしましたので、事業所の方にもおそらく理解をいただかなければならない場面が出てきます。そういった意味もございまして、あらゆる機会をとらえまして、周知を行っていきたく思います。

●委員：指標として、前回調査や前前回の調査の数値と並んでしまいますから、目立ちます。22年度と単純比較ができない理由など、何か一言二言コメントがあると読み手のほうも理解しやすいと思います。

●事務局：結果概要の1ページをご覧くださいなのですが、もう少しこの結果を掘り下げてまいりますと、DV、男女共同参画社会、ワーク・ライフ・バランス、それから男女共同参画の条例とありますが、それぞれのポイントの下がり具合を見ていただきたいのですが、DVにつきましては、新設ながら認知度は高くなっていて、現実の問題としてやはり社会問題化していることが背景にあるのではないかと考えられます。2位と4位の男女共同参画社会という用語の認知度につきましては、ある意味男女共同参画という言葉は最近、女性活躍という言葉などに変わってきていて、言葉自体が認知されることが重要かどうかの判断も政策的に必要になってくると思っております。

まさにそういう意味では、ワーク・ライフ・バランスという言葉は、生活の豊かさやバランスの良さなど、最近では実質的な重要性が語られてきているのではないかと思います。そこの部分は若干、女性ではプラスマイナスゼロ、男性は2.3ポイントほど下がっておりますので、決して良い状況になっているとはいえないものの、男女共同参画社会という用語自体に拘泥するというのは、今後、政策を展開する上では必要ないにしろ、条例の上ではこのような理念的なものも展開することになっておりますので、その辺はあわせて、普及啓発の事業の中で展開していかなければならないと思います。第4次基本計画を審議いただく中で、その辺も含めて皆様方からご提案いただければと思います。

●委員：地元紙も含めて、新聞、マスコミの言葉の頻度データ等あると思いますので、最近見かけない言葉になりつつあるのかなと思います。その辺も含めて新しい言葉も出てきていますので、総合的に分析も掘り下げていただければと思います。

●委員：平等感を感じるという数字は上がっていると思いますが、本当に社会がそうなのか、それとも今まで気がつかなかった人たちが、男女共同参画や女性の活躍など、女性が働き続けるための環境が悪いという意識が芽生えて、改めて見たら考えが変わり、数字が上がったのではないかと思います。「WITH YOU」の取材で、若い人たちにイクメン、カジダンをテーマにインタビューする機会があり、若い人は一緒にやるのが自然だという思いが伝わってきて、だいぶ変わってきていると感じました。私たちの世代から見ると子どもの世代ですが、実際インタビューして意識が変わってきていると実感できました。

本当に制度が不平等だと感じるのか、今までそういう意識を持って社会を見たことがなかったが、男女共同参画という意識がはたったり、男女平等とともに生きるためにと思って、はじめてそういう気持ちで考え、やはり不平等だという意識が変わり、そういう判定になっているのか、どちらなのかなと思いました。それをどうやって評価するか、どの

ように施策に反映するか難しいかもしれませんが、感覚的にそう感じました。

●議長：数値的に単純に比較できない部分もあるということです。ほかにありませんか。もうひとつのアンケートの説明を受けてからまた質問等出していただきたいと思います。よろしいですか。それでは、事業所アンケートについて、説明をお願いします。

●事務局：事業所アンケート結果概要について、ご説明いたします。お手元の【資料2】「男女共同参画に関する事業所アンケート結果概要」をご覧ください。まず、調査の目的は、市民アンケートと同じく、第4次八戸市男女共同参画基本計画の策定の基礎資料とするために実施いたしました。調査対象は、30人以上の従業員がいる八戸市内の事業所350箇所といたしました。回収状況は、有効回収数196件、有効回収率56.0%となっています。

次のページをお開きください。「働きながら子育てを行う従業員に対する制度の導入状況」についてですが、平成22年度調査に比べ、平成27年度調査では「給与等の全部又は一部を支給等」以外の制度について、「導入済」・「導入中」・「導入予定」と答えた割合が上昇しております。「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定状況」は従業員10人以上の事業所を対象とした平成22年度調査に比べ、今回のアンケートは従業員30人以上の事業所を対象としていることから単純比較はできませんが、「策定済」と答えた割合が20.4%と13.8ポイント上昇しております。「育児休業取得率」は、女性は13.2ポイント上昇し、97.4%が取得しているのに対し、男性は平成22年度より2.6ポイント低下し、全く取得していない状況となっております。次のページにうつりまして、「働きながら介護を行う従業員に対する制度の導入状況」については、全ての項目において上昇しております。「介護休業、看護休暇の取得率」は、それぞれわずかに低下しており、依然として低い状況にあります。「男女がともに働きやすい環境づくり」分野で、「働きやすい環境への取り組み」については、8.9%が「何もしていない」と答えておりましたが、平成27年度調査では「何もしていない」と答えた事業所はありませんでした。また、上位4項目について環境整備が進んでいる傾向にあります。

3ページをお開きください。「ワーク・ライフ・バランス推進のために必要なこと」及び「ワーク・ライフ・バランスを推進する上での課題」についてはご覧のとおりとなっております。「セクシュアルハラスメントに対する取り組み状況」ですが、多くの項目で取り組み率は上昇しておりますが、依然として「問題がないので、防止策を検討していない」と答えた割合が3割を占めております。「女性の活躍促進への取り組みと課題」についてはご覧のとおりとなっております。

4ページにうつります。「助成金制度」についてですが、こちらも新設となっております。ご覧のとおりとなっております。最後に「行政が力を入れるべき取り組みについてですが平成22年度調査から項目を大幅に変更したため、単純比較はできませんが、平成22年度と同様に保育・介護等施設・サービスの充実と答えた割合が多く、次いで、女性活躍や両立

支援などの取り組みに対する助成金制度等の充実と答えた割合が多い結果となっております。詳細につきましては、お手元に配布の速報値をご覧ください。

●議長：ありがとうございました。こちらも、何かご意見・ご質問ありましたらお願いします。

●委員：事業所調査の1ページを見ると、仕事と育児の両立ということで、各制度とも幸いに導入率は上がっています。企業の個別訪問を実施して、育児休業制度がきちんと就業規則に入っているか指導していますが、育児介護休業法が平成4年に施行されてから継続実施しておりますので、少しずつでも効果が出ているのは大変良かったと思っております。しかし、この意識調査を見ると、男性の育児休業利用者が少なく、まだまだ子育て支援が不足しているとの意識もあって、制度がきちんと導入されていることと、取りやすいかはまた別の問題なのだと感じました。相談に来る方の会社にもきちんと制度はありますが、社長があまり認めなかったり、周りの雰囲気を取りにくかったりなど、いろいろお話を聞きます。社長や支店長、人事は分かっているけど出先まで周知されていなかったり、支店長から取るなどと言われていたり、会社全体の周知が進んでいないと職場全体の意識がまだまだのようです。男性の育児休業取得率も下がっておりますし、今後は、制度の導入もさることながら環境整備にも力を入れていかなければならないと感じました。

4月から女性活躍推進法が施行されます。まさしくこれは会社の自主的な取り組みを促すものです。青森県内で301人以上の事業所が、自分の会社でどうやって女性の活躍推進を進めていくか行動計画を作らなければならないのですが、今のところ115企業対象のところ、先週の金曜日現在では7企業しか届出いただいておりません。制度のみならず、意識にも力を入れて取り組んでいかなければならないと実感しました。

●議長：個別訪問の成果が数値でも現れてきていると同時に、意識づくりも必要になるということです。働きやすい環境づくりのため、働く側と雇う側との意識改革には、行政とタイアップしながら重点的に取り組んでいかなければならない部分だと思います。

そのほか、いかがですか。

●委員：回収率が前回より低くなっているのはなぜなのかと見ていますと、調査期間が短い事とお盆期間があったからだと思います。がんばって取り組んでいるところは回答しようとすると思いますが、あまり積極的に取り組んでいないところは返却しようとは思いません。データを見るときの偏りをどのように今回の指標に入れていくか、現状把握に入れていくか、基本計画に盛り込むかが大事になります。前は従業員が10人以上、今回が30人以上で、単純に比較できないとコメントがありますが、従業員が多いほうがいろいろな取り組みが進む、制度が導入しやすいなど、従業員の数が多い、少ないで指導に違いはあるのでしょうか。

●委員：全然違います。少ないところは制度の導入はまだまだです。

●委員：今回は前回と比べて矢印が上に向いておりますが、そこをどのように計画に盛り込み、現状分析として前回と比較できない数字であるということなどを明確に捉えるかが、課題になるのではないかと思います。

●議長：ほかにございますか。

●委員：今回対象となる従業員数を10人以上から30人以上に変更されました。小さな企業を相手に仕事をしているものですから、そこをなぜ10人以上から30人以上に引き上げたのかお聞きしたい。実際、そういった問題をもっているのは小さい企業だと思います。700件を350件に下げたというのはいいでしょうけれども、規模まで10人以上から30人以上に絞ったというのは、結果とすれば、規模が大きければきちんとやっているだろうという発想がありますので、アンケートの結果というのは当然なのかなと思います。その辺、何か根拠があって規模を変更したのでしょうか。

●事務局：業種によっても違いはありますが、事業所によっては、あまりにも小規模ですと女性の方がそもそも少なくて把握しづらいのではないかと判断のもと、変更いたしました。

●議長：前回の調査のときの自由意見にもありました。あまりにも少ないと「うちには女性がいません」「対象者がありません」などの記述があり、回答をもらえなかったと伺っております。そういうことも踏まえて今回の規模になったと思います。

●委員：前回の29人未満はどのぐらいの事業所数だったのでしょうか。回答数でも対象者数でもいいですが、分かっていたら教えて頂きたい。前回のアンケートで、10人以上30人未満に、どのぐらいの企業があったのかお願いします。

●事務局：今回はアンケート結果の業種編をお渡ししているのですが、規模編の報告書もございますので、のちほど提示したいと思います。

●委員：大体の数値で結構です。それほど多くないのでしたら当然30人以上でもいいと思いますが、半分くらいあるなら統計として分析できるかもしれません。

●委員：無作為といえますか、市内にある事業所350箇所ですが、そこにどのぐらいの労働組合があるのでしょうか。労働組合でも男女平等や女性の雇用、働きながら子育てしや

すいような環境があるかなどのアンケートを行っています。労働組合も人が減って、その辺も強く感じています。離職率が高く、どうすれば離職しないで働きながら子育てを続けられるか、女性が仕事を続けられるか、10年前ほど前から調査しています。春闘や賃上げだけではなく、そのほかの労働条件を改善して働きやすい職場にすることが大事だと考えています。人数が30人以下の事業所に労働組合があるというのは少ないと思います。労働相談では、法律で当たり前のことなのに、妊娠したことで退職勧奨されたり、セクハラもちょっとあったり、組合がないところでは、そもそも知らずにアルバイト・パートは有給が取れないと思っていたり、取れるというのを知らなかったり、組合のあるなしで少し違いがあるのかなと感じます。事業所アンケートの速報値に業種別が出ていて、小売業は周知などが進んでいるのも確かですが、制定・策定があることと活用しやすいこととは差異があると思いますし、事業所の考え方といいますか、推進の仕方に組合があるないが関係あるのかなと感じました。

●事務局：残念ながら、今回の質問の中には労働組合のある・なしの質問はありませんでした。

●委員：先ほど少しお話が出ていましたが、規模別集計があるというお話で、もう作られているかと思っています。今いただいている市民アンケートは男女別でクロス集計しているの、ほかの属性でもクロス集計しているのではと思います。意識によって、制度や背景、環境によるものが大きいと思いますので、例えば、この市民アンケートでは、男女別ではなくて、職業別で見たいと思いました。無職の割合が高いので、職業別に見るとどんな具合になるかということ、事業所アンケートでは、質問の問2の従業員数で雇用割合が出ています。女性の就業率、雇用率の状況でたくさん女性が勤めている事業所、少ない事業所でもクロスを見たいと思いました。もしあれば御提示いただきたい。いろいろと背景で分かるのではないかと思います。

●事務局：そこは検討してまいります。

●議長：あとはいかがですか。

●委員：事業所アンケートで、男性の育児休業取得率が22年度よりも下がっているという状況は、さらに取りにくい環境になっているのか、それとも意識づくり、環境づくりというお話があった中で、制度が取りやすい環境にあるかということに温度差というか少しギャップがあるのかなと感じました。制度ありきではなく、さらにプラスして、皆さんに取りやすいようにソフト面の充実などの分析が必要だと思いました。

●委員：案の段階ですが、来年度から新規で、男性が育児休業を取得した事業所に助成金

を出すというお話もでています。介護休業を取得させた事業所に対する助成金ももちろん対象となる予定です。事業主も経理が大変だと思いますので、優遇した事業主、特に中小企業対象の助成金ですので、少しでも助成金を出して取りやすい環境づくりに努めたいと思っております。

●議長：ほかにありますか。

●委員：制度が整っている中での環境づくりが大事だと感じました。市民アンケートでは、委員がお話されたように平等ではないという数値があがっていますが、それはもしかしたら、声をあげてもいいんだという、意識の変化が表に出てきているのかもしれないかもしれません。これからつながっていく数値なのかもしれないと思いました。

●委員：新設の項目についての回答率が高く、新設の項目は具体的な実態が見えていていると思いました。委員からお話がありましたように、いろいろな項目でクロスをかけることにより、背景や状況がより鮮明に見えてくると思いますので、そういったものは速やかに政策に反映させていただければと思います。

●議長：ほかにアンケートについてありますか。短時間ですので、まだ読み込めていない状況だと思います。このアンケート結果についての協議・審議は、今後の予定にありますか。

●事務局：第4次の計画の部分でご説明いたしますが、スケジュール案を後ほどお知らせいたします。資料が多いので、なかなかこの短時間で読み込むのは難しいと思います。いろいろと調整させていただきたいと思います。

●議長：委員の皆さんは資料をいただいたばかりでまだ確認途中だと思いますが、最後にもう一度質問時間を設けますので、次に進んでよろしいですか。それでは、議案の3つめ、「第4次八戸市男女共同参画基本計画策定について」に移ります。説明をお願いします。

●事務局：「第4次八戸市男女共同参画基本計画の策定について」ご説明いたします。【資料3】第4次八戸市男女共同参画基本計画策定スケジュール案ですが、第4次計画の策定は、今後3回の審議会や、庁内における関係課長会議などを行い、10月末の策定予定となっております。今回の第4次基本計画は、現行第3次の計画と同じく、これまでの男女共同参画の推進状況と、当市の現状を踏まえ、性別にかかわらず個性と能力を發揮することができ、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現に向け、「市民一人ひとりが生き生きと暮らせる八戸市をともに築く」ために、市として取り組むべき方向性と実効性のある事業の実施を目指すために策定するものです。

また、平成 27 年 8 月 28 日に女性活躍推進法が成立し、自治体は住民に対し、女性活躍のための推進計画を策定する義務が発生し、第 4 次の八戸市基本計画には、住民を対象とした女性の活躍推進につながる事業を盛り込む予定となっております。

計画の位置づけとして、第 3 次の計画と同様に、「八戸市男女共同参画基本条例」第 7 条の規定にある、男女共同参画に関する施策の総合的、計画的な推進を図るための基本的な計画を定めるもので、「男女共同参画基本法」や「国の第 4 次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、県の「第 3 次おおもりプラン 21」と「第 6 次八戸市総合計画」との整合性を図ります。計画の期間は、国の基本計画のサイクルに合わせ、今回の計画では、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年としたいと考えております。ただし、市の事業や世情変化が生じた場合など、状況に応じて見直しいたします。

【資料 5】をご覧ください。昨年 12 月 25 日閣議決定された「国の第 4 次男女共同参画基本計画」の概要になります。国が強調しているポイントが 7 つ掲載されております。また、3 枚目にはそれぞれの施策の基本方向と具体的な取り組みが掲載されてありますので、こちらはのちほどご覧ください。

ひとつ前に戻りますが【資料 4】第 4 次八戸市男女共同参画基本計画の体系表をご覧ください。施策の体系になります。「基本目標」ごとに「施策の基本方向」を定め、それぞれの施策の基本方向に対応して「実施施策」を掲げております。施策の基本方向を具体的に申しますと、1 つ目「男女共同参画に向けた意識づくり」として男女共同参画意識の醸成や教育・学習分野における男女共同参画の推進を位置付けております。2 つ目として、「男女がともに活躍できる環境づくり」には男女共同参画に向けた社会、女性の活躍推進、子育て支援の充実を、3 つ目として、「安全・安心な社会づくり」には安全な暮らしの環境整備、生涯を通じた男女の健康づくりの推進を位置付けております。

社会における人口急減・少子高齢化の進行や、個人の価値観、ライフスタイルの多様化、社会情勢の変化や、女性活躍推進法の成立、そして、さきほどご説明いたしました当市の男女共同参画に関するアンケートの結果を踏まえ、実施施策の選択と集中を行い、さらに踏み込んだ事業を実行できる計画を目指しております。

実施施策の主なものとして、男女共同参画社会、ワーク・ライフ・バランスなどの用語の認知度が低いことから、引き続きⅠの(1)の①に理念や法律・制度等の広報・啓発活動の充実を掲載しております。また、ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、長時間労働の削減や業務効率向上等の働き方の見直しに対する希望が一番多かったことから、市内事業者の積極的な実施を支援するため、Ⅱの(1)の②に男女雇用機会均等とポジティブ・アクションの推進を掲載しております。女性の活躍推進を積極的に進めるため、Ⅱの(2)、基本方向に、女性の活躍推進を新設しております。行政が力を入れるべきことへの回答で、子育てや介護を支援する施設やサービスの充実が最も多かったことから、庁内各課とも連携し、各種サービスの充実に向け、Ⅱの(3)の基本方向に子育て支援の充実として、引き続き掲載しております。

今後は、実施施策に対応する事業の搭載作業に入りますが、第 3 次をベースに、第 6 次

八戸市総合計画に搭載された事業も適宜追加、修正を加え、今後開催する庁内関係課会議においても意見を聞きながら、調整してまいります。

以上で、説明は終わりになりますが、【資料4】に掲載されている主な事業は、皆様に今後どのような事業が搭載されるのか、イメージをもっていただくために掲載しております。不足している分野、事業、あるいは、体系について広くご意見をいただきたいと思っております。

●議長：それでは、説明のありました第4次基本計画の概要について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。

●委員：たたき台ということで、いろいろなアイデアを出し合って作っていただければと思いますが、八戸らしさがほしいと思えました。八戸の計画を立てるわけですから。例えば、女性の正規雇用の割合は全国のデータと比べれば出てくるとは思いますし、保育の環境も全国データや県のデータと比較するとできます。八戸というまちを全国に比べて女性の社会進出はどの程度なのか、係長級はどのくらいの割合なのかとか、分析できると思います。5年前とのデータの比較で今回は二つ並べて見せてもらいましたが、全国と比べて八戸はどういう状況かという分析をまず出していただいて、八戸らしい第4次の計画、たとえば1項目でもいいので、この町の男女平等のあり方や男女共同参画のあり方を考えていく時間がもう少しあるのかなと思えました。

●委員：これから高齢化社会へ向けて、介護も大事で、Ⅱの(4)に介護世代への支援が必要だと思います。働く人たちが介護しながら働き続けることができる、施策、支援という事業が必だと思っております。

●事務局：この件につきましては、委員の皆様からこれから議論いただきたいところであり、今ご指摘のとおり、意識して第3次から第4次にむけて除いてあります。これはなぜかといいますと、当然に介護支援というのは重要なこととなります。ただ、男女共同参画基本計画ということで、男女差をもって取り扱いが違い、レベルアップさせるような施策については、この基本計画に載せたいと思っておりますが、男女で差がない市の施策についてはあえて今回の計画には盛り込まない方向で、たたき台を作らせていただきました。その辺を含めて皆様にもう少し議論いただいて、やはり位置付けたほうが良いということであれば、今後、盛り込む方向で考えていきたいと思っております。そういう考え方で今回はあえてはさずさせていただいたという経緯がございます、いろいろとご審議いただきたいと思っております。

子育て支援なども同じですが、どうしても社会通念上女性に負担がかかる、シフトするというような分野の施策については、ここに搭載してもいいという感じもしますので、慶長委員がおっしゃられるような、例えば、介護につきましては、どうしても女性に負担がかかるという認識であれば、位置付けも必要になってくるかもしれませんし、全体的に市

の状況、社会の状況を見ていただいて、検討いただければと思います。

●委員：介護については、少子化もあり、男性も自分の親、男兄弟しかいなかったり、妻は妻の親がおりますので、周りを見ておりますと、男性が自分の親を介護しているのが非常に多くなってきています。スーパーなどでは、年取ったお母さんと買い物をしている中年の男性がすごく多くなってきたなと感じているので、男女差は少しずつなくなってきていると思います。ただ、介護離職した比率は女性が多いですし、やはり介護者は嫁、娘が多数派だと思います。日本の場合はまだ風習や意識が残っている気がするので、この計画に載せるかどうかの判断はつきかねますが、介護に関してはまだ女性に負担があるという気はします。

●委員：このアンケートにもありますが、8ページに男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れるべきことは「子育てや介護を支援する施設・サービスの充実」がトップですので、介護も関係してくると思います。

●事務局：介護の件についていろいろとご意見をいただきましたので、介護保険課で状況を捉えているのであれば、現在どういう状況かも確認して、盛り込めるようであれば盛り込む方向で調整したいと思います。女性にどうしても負担がかかっていると見えている状況の場合には、計画に盛り込むか検討してまいりたいと考えております。

●議長：地域活動に参加したいですか、したくないですかの質問で、したくないという数値が以外と高い。確か第3次は震災前に設定されてスタートしたと思うのですが、八戸は痛いほど経験しているので、今度はその経験を活かすといいますか、どこの地域でも男でも女でも身にしみて経験していることなので、地域で町内で男女が共に活躍できるリーダーの育成、勉強の場が大事だと感じました。

市としても町内会加入率低下ということで、いろいろ課題に取り組んでいらっしゃるようですが、それこそ町で地域でみんなが手をつなぐ環境からスタートしていかなければなりません。そういうときに、自分も何か一緒にやってみようという心の掘り起こしをしていくひとつとして、リーダー育成というと大きく聞こえるかも知れませんが、町内で、隣同士で、小さいサークルや勉強会のような気軽に参加できる場を設定できればいいなと思っています。資料の数値は、行きたいけど行けないという数値ではなく、やりたくないという感じの数値で、そこがすごく気になりました。

●事務局：町内会や安全安心の防災関係、地域リーダーの育成などにつきましては、町内会担当のグループがございまして、そちらですでに、男性女性を問わず、リーダー育成の研修会を実施しております。ただ、現状を見ますと、連合町内会長さんの女性の割合は非常に少なく、1人です。町内会単位では、防災訓練や婦人部の方々が参加し、様々な目線、

女性の目線で、こういう風にやっていったらいいんじゃないかという訓練をされていると伺っております。今回計画の中では、Ⅲの安全・安心な社会づくりの(1)の②、地域防災における男女共同参画の推進に、前回の震災を例に取ってみますと、避難所の中で女性がトイレに苦労した、着替えに苦労したなどの女性の観点から見て、被災したときの避難所の運営や、そういったものへの配慮が必要ではないのかなと思います。そういったところにも配慮ができるよう事業として掲載しております。

●議長：今、実態を把握している最中だと思います。いろいろと活かしていただきたいと思います。

●委員：まだたたき台ということですが、一番右の端の欄の事業で、事業者への事業もこれからかわってくると思います。この会議では、たくさん質問や、やりとりがありましたし、過去の委員も含め、やりとりや意見・質問、コメントを反映してもらいたい。

一番下のⅢの(2)の②の事業で女性専門外来は今休診中ということで、残念ですが、今後もないのかなと思います。また、Ⅲの(1)の①の4つめの事業、家庭(児童)女性等からの相談体制の整備で、以前、父子家庭もありますかという質問に、父子家庭も確かにありますと回答いただきました。「等」の文字が入っていますので、母子も父子も含むということでしたが、時代とともに事業の名称も変わってくると思います。今までも質問・意見交換が会議でなされていましたので、全部反映してもらおうとなお良いかなと思いました。

●事務局：先ほど御質問がありました平成22年度事業所調査で、30人以下の割合がどのくらいあるかの質問にお答えいたします。回答が457社ありまして、そのうち、1～9人は25社で5.5%、10～30人は257社で56.2%、ふたつをあわせて全体の約6割となっております。

●委員：やはり相当数あるなという感触です。ほとんどの中小企業の従業員構成はそのようになっていると思っています。

●議長：ほかにいかがでしょうか。今検討していただいたアンケートの結果や基本計画以外にもありましたらどうぞ。よろしいですか。それでは、今日、委員の皆様から多くの意見を頂戴いたしました。事務局で取りまとめ、基本計画の策定に向け、検討していただきたいと思います。本日予定していた案件は以上ですが、その他委員の皆様から何かありますか。以上で、本日の議事を終了いたします。進行を司会へお返ししたいと思います。

●司会：委員の皆様、本日は貴重な御意見をありがとうございました。これをもちまして「平成27年度第2回八戸市男女共同参画審議会」を終了させていただきます。